

《東京開催・大阪開催 2日程にて開催》

具体的事例によるケーススタディで学ぶ

問題社員対応の実務

～ 近年、増加傾向にある各種トラブルの具体的検討 ～

《開催要領》

東京開催

- 日 時● 2013年9月25日(水)
13:30～17:00
- 会 場● TKP麹町駅前会議室(麹町)
※全館禁煙となります。

大阪開催

- 日 時● 2013年10月4日(金)
13:30～17:00
- 会 場● ホテルコンサルト新大阪(西中島)

講 師 弁護士法人 四谷麹町法律事務所 弁護士 藤田進太郎 氏

講師紹介

東京大学法学部卒業。2003年10月、弁護士登録。2006年10月、四谷麹町法律事務所開業。2013年2月、弁護士法人四谷麹町法律事務所設立。日本弁護士連合会労働法制委員会委員・事務局員・労働審判PTメンバー。第一東京弁護士会労働法制委員会委員・労働契約法部会副部長。東京三会労働訴訟等協議会委員。経営法曹会議会員。労働問題の予防解決・問題社員の対応が中心業務(使用者側専門)。主な著書に「改正労働契約法の詳解」(共著 労働調査会)、「Q&A 職場のメンタルヘルス -企業の責任と留意点-」(共著 三協法規出版)、「高齢者雇用安定法と企業の対応」(共著 労働調査会)、「改訂版 最新実務労働災害」(共著 三協法規出版)ほか。



《開催にあたって》

本セミナーでは、近年、増加傾向にある問題社員による各種トラブルについて、その法的対応策を具体的に検討し、問題社員対応の実務について、分かりやすく解説していきます。人事部門、労務部門、総務部門、法務部門などにおいて、関連する業務を担当される皆様のご参加をお勧めいたします。

《プログラムの詳細については裏面をご参照ください》

《申込書》一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

■受講料: 1名(税込・資料代含む)

(申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。)

↓希望会場に「○」をご記入下さい。 **FAX:03-5215-0951**

正会員	31,500円(本体価格 30,000円)
一般	34,650円(本体価格 33,000円)

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。以下の当会ホームページからもお申しいただけます。

http://www.bri.or.jp

着信確認のご連絡後、受講票・請求書をお送りします。

*よくあるご質問(FAQ)は当会ホームページにてご確認ください。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

*お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 公開セミナー事業グループ

担当/ 川守田 E-mail:kawamorita@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX:03-5215-0951

東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル6F

《東京開催:131460-0505》2013.9.25 問題社員対応の実務			
《大阪開催:131461-0505》2013.10.4 問題社員対応の実務			
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-mail			

*申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

問題社員対応の実務

13:30

以下のような近時よくある具体的事例を取り上げ、実務的な対応策を検討・解説いたします。

※ セミナー終了後、可能な範囲で個別のご質問もお受けいたします。

- (1) 勤務態度が悪い。
- (2) 注意するとパワハラだと言って指導に従わない。
- (3) 転勤を拒否する。
- (4) 金銭を着服・横領したり出張旅費や通勤手当を不正取得したりする。
- (5) 業務上のミスを繰り返して会社に損害を与える。
- (6) 就業時間外に社外で飲酒運転・痴漢・傷害事件等の刑事事件を起こす。
- (7) 管理職なのに部下を管理できない。
- (8) 精神疾患を発症して欠勤や休職を繰り返す。
- (9) 精神疾患の発症を長時間労働や上司のパワハラ・セクハラの原因にする。
- (10) 退職届を提出したのに退職を撤回する。
- (11) 退職勧奨したところ解雇してくれと言い出す。
- (12) 試用期間中の社員なのに本採用拒否を争う。
- (13) 不採用通知に抗議する。
- (14) 勝手に残業して残業代を請求する。
- (15) 残業代込みの給料という約束で入社したのに残業代を請求する。
- (16) 管理職なのに残業代を請求する。
- (17) 賃金減額に応じない。
- (18) 有期契約社員が正社員と同じ待遇を要求する。
- (19) 再雇用後の賃金が定年退職時よりも下がることにクレームをつける。
- (20) 解雇した社員が合同労組に加入して団体交渉を要求する。

※ セミナー当日は、問題社員対応に関する最新情報を盛り込むため、上記に例示した事例を変更、追加する場合がございます。

17:00